

造林事業に係る事業写真の取扱いについて

〔森 整 第 178 号〕
〔平成15年 4 月16日〕

最終改正 〔森 整 第 32 号〕
〔令和 5 年 4 月 6 日〕

第1 目的

森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業により実施する造林関係事業の適正かつ厳正な執行を図るため、補助金交付申請書に事業実施状況が明確となる事業写真（以下「写真」）を添付することとする。

第2 対象事業

写真の提出を必要とする事業は、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業により補助金交付申請するすべての事業内容とする。ただし、UAV(ドローン等の無人航空機)等で撮影した写真を提出する場合の取扱いは別途定める。

特定森林再生事業における森林保全再生整備については別途定めることとする。

第3 写真の規格

- 1 デジタル撮影は有効画素数 200 万画素以上とし、アナログ撮影は E 判（8.5 cm×11.5 cm）を標準とする。
- 2 デジタル撮影は、原則として位置情報を記録できる GNSS（全地球測位システム）機能付きのデジタルカメラを使用すること。ただし、位置情報を記録することができない場合は、写真撮影直後に GNSS 機材の座標値、衛星位置、電波強度及び時刻がわかる画面を撮影すること。

第4 写真の撮影方法について

1 共通

- (1) 施行地ごとに、事業着手前及び事業完了後の写真を 1 組以上撮影するものとする。
- (2) 撮影位置は、同一箇所から撮影するものとし、事業箇所の全体が判別できるよう撮影するものとする。
- (3) 撮影にあたっては、原則として次の項目について記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

- ①補助事業名
- ②作業種・工種等
- ③森林所有者氏名
- ④林小班
- ⑤面積
- ⑥林齢
- ⑦撮影年月日

2 植栽、樹下植栽及び準備地拵

- (1) 植栽及び樹下植栽において地拵を実施する場合は、作業状況を撮影するものとする。
- (2) 機械地拵において手刈補正又は耕耘を行う場合は、その作業状況を撮影するものとする。
- (3) 被害を受けた施行地において改植又は補植を実施する場合は、被害状況が確認できるよう撮影するものとする。
- (4) 排水溝等を設置する場合については、計測器具により排水溝等の規格が判読できる掘削後の状況を撮影するものとする。

3 下刈

- (1) 事業着手前写真は、競合植生の繁茂状況が把握できる遠景写真を撮影するものとする。
なお、撮影に当たっては、2列以上の植栽列を見通すよう撮影するものとする。
- (2) 同一施行地において2回以上の下刈を行う場合には、その都度、撮影するものとする。
- (3) 令和4年度以降に人工造林[001, 231, 241, 251, 261]を実施した施行地において、4回目（2回刈りは2回とカウント）以降の下刈りを実施する場合は、事業着手前写真に加え、下刈りの必要性を証するに足る写真を次に基づき撮影するものとする。
 - ①事業着手前写真の範囲内において、造林木2本以上を対象として苗木に接する施行地内の植生高と測定値(標識ポール等測定資機材も撮影構図内に含む)が確認出来るような撮影構図となる近景写真。
なお、同一施行地において2回刈りを行う場合には、その都度、撮影するものとする。

4 倒木起こし

事業着手前は、被害状況が確認できるよう撮影するものとし、事業完了後は、計測器具により樹高が判読できるよう撮影するものとする。

5 除伐

除伐木が判別できるよう撮影するものとし、枝払い及び玉切りを行った施行地については、その実施状況が判別できるよう撮影するものとする。

6 枝打ち

計測器具により、枝打ち幅、枝打ち高が判読できるように撮影するものとする。

7 保育間伐

- (1) 伐採木が判別できるよう撮影するものとし、枝払い及び玉切りを行った施行地については、その実施状況が判別できるよう撮影するものとする。
- (2) 気象害等の被害を受け、不良木となったものの淘汰を実施する場合は、被害状況が判別できるよう撮影するものとする。
- (3) 気象害等の被害を受け、不良木となったものを林内から除去する場合は、ブルドーザ等で伐採木の集材を行っている作業状況が判別できるよう撮影するものとする。
- (4) 気象害等の被害を受け、不良木となったものを搬出する場合は、造材作業の状況を撮影するものとする。

8 間伐及び更新伐

- (1) 伐採木の搬出を行う場合は、造材作業の状況を撮影するものとする。
- (2) 搬出材積を層積により計測する場合は、最も搬出材積の多いは積み箇所において、計測器具で寸法が推計できるよう撮影するものとする。
- (3) 査定区分のヘクター当たりの平均搬出材積10立方メートル未満の間伐において、枝払い、玉切りを行った施行地については、事業完了後の写真においてその実施状況が判別できるよう撮影するものとする。

9 特殊地拵

- (1) 事業着手前の写真は、被害状況が確認できるものを撮影するものとする。
- (2) 震災による被害木等の整理を実施する場合は、はい積み状況を撮影するものとする。
なお、出荷先の入荷伝票・出荷伝票等による証明書類で補助申請する場合は省略できるものとする。
- (3) 排水溝等を設置する場合は、滞留する土砂などの支障物が判読できる事業着手前の写真及び、計測器具により排水溝等の規格が判読できる掘削後の状況を撮影するものとする。
- (4) 敷均しを実施する場合は、ブルドーザ等による敷均し作業の状況を撮影するものとする。

10 森林作業道開設（改良・復旧）

- (1) 事業写真に写し込む小黑板について、1の(3)に定める記載事項のうち、林小班、面積、林齢について記載は不要とするが、路線名、撮影位置（起点からの距離）、作工物を設置する場合にはその規格、寸法等を記載するものとする。
- (2) 森林作業道の起点、終点及び中間点について、撮影するものとする。
なお、事業完了後の写真については、計測器具により幅員が判読できるよう撮影するものとする。
- (3) 路盤材を敷設する場合は、路盤材敷設前の土質などが判別できるよう撮影するものとする。
- (4) 路盤材の敷設後、起点、終点及び中間点において、計測器具により路盤材の敷幅、敷厚が判読できるよう撮影するものとする。
- (5) 暗渠用排水管、柵工等の設置に伴い、土中に埋設される作工物を設置する場合には、その資材の検収状況、掘削・埋設等の設置状況を撮影するとともに、計測器具により敷設後の寸法が判読できるよう撮影するものとする。
- (6) 過去に設置した森林作業道等を利用し、開設を行う場合には、その起点及び終点について、計測器具により現存する幅員が判読できるよう撮影するものとする。
- (7) 森林作業道の改良を行う場合は、改良前後が判別できるよう撮影するものとする。
- (8) 被害を受けた森林作業道において復旧を行う場合は、被害状況が確認できる着手前写真を撮影するものとする。

11 殺そ剤散布

- (1) 空中散布については、1の(1)によらず、薬剤入荷状況、航空機への薬剤積込状況等が確認できるよう撮影するものとする。
- (2) 地上散布については、散布状況が確認できるよう撮影するものとする。

12 忌避剤散布

- (1) 事業完了後は、散布状況が確認できるよう撮影するものとする。
なお、同一施行地において2回以上の散布を行う場合には、その都度、撮影するものとする。
- (2) 購入した薬剤の全量を撮影するとともに、使用後の空容器（袋）を撮影するものとする。

13 枝条巻き

事業完了後の写真は、計測器具により巻き付けた枝条の高さが判別できるよう撮影するものとする。

14 侵入防止柵

起点において、計測器具によりフェンスの高さが判読できるよう撮影するとともに、潜り込みを防止するネットを使用している場合は、地面に固定している状況を撮影するものとする。

- 15 侵入防止柵（電気柵）
 - (1) 出入口用ゲートにおいて、計測器具により支柱の地上高及び設置したワイヤーの高さが判読できるよう撮影するものとする。
 - (2) 電気施設（ソーラーパネル、電牧器等）が確認できる写真及びバッテリーの劣化を防ぐため、ケース等で保護されていることが確認できるよう撮影するものとする。
- 16 食害防止チューブ
計測器具により食害防止チューブの高さが判読できる写真及び支柱が確認できるよう撮影するものとする。
- 17 防鼠溝
計測器具により防鼠溝の規格が判読できるよう撮影するものとする。
- 18 測量成果
コンパスを使用して測量を行う場合には、コンパスの据え付け状況が判別できるよう撮影するものとする。
- 19 その他
 - (1) 始業前ミーティング及び安全講習会、事業完了後の内部検査等を実施した場合には、その代表的な実施状況を撮影するものとする。
また、工事標識及び安全旗等を設置する場合には、その設置状況を撮影するものとする。
 - (2) 地域のイベントやボランティア活動等に参加した場合には、参加状況を撮影するものとする。

第5 写真帳の整理方法について

- 1 補助金交付申請書に添付する写真帳は、次の項目を満たしているものとする。
 - (1) フルカラー写真であること。
 - (2) 写真の大きさは、E判程度とする。
 - (3) 提出する写真帳については、A4版とし、間伐材を有効利用した製品（間伐材マーク認証）の写真帳を使用するよう努めること。
 - (4) 小黒板の記載内容の訂正については、写真帳の記載欄に訂正内容を記載することとする。
- 2 デジタル撮影の場合は、前項のほか次の項目を満たしているものとする。
 - (1) 印刷は、必要な文字、数値等が判読できる機能、精度を確保できるプリンターを用いること。
また、10年間程度顕著な劣化が生じないよう、インク・用紙はフォト（写真）専用のものを使用すること。
 - (2) 画像の圧縮以外の画像編集が行われていないこと。
 - (3) 画像を圧縮する場合は、画像が著しく劣化することのないようにすること。
 - (4) 写真の原データは、事業主体において施行地ごとにフォルダにまとめることとし、別途CD又はDVDに記録・保管すること。